

平成29年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：平成29年4月25日（火） 午後3時30分から

場所：桜井市役所2階 大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1. 平成28年度の事業報告について（資料1）

2. 平成29年度の桜井市公共交通について（資料2）

- ・コミュニティバス循環路線の再編（資料3）
- ・コミュニティバス循環路線の時刻表（資料4）
- ・上之郷デマンド型乗合タクシーの変更点（資料5）

3. 地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画の変更について（資料6）

4. 公共交通の利用啓発について

- ・観光客に対するコミュニティバス利用促進について（資料7）

平成 2 8 年度事業報告について

○ 桜井市コミュニティバス運行事業及び桜井市デマンド型乗合タクシー運行事業の実施

- ・ コミュニティバス 3 路線（初瀬・朝倉台線・循環路線・多武峯線）の運行を行った。
- ・ 上之郷地区・高家地区でデマンド型乗合タクシーの運行を行った。

○ インバウンド向け周遊チケットの発行

市内公共交通の利用振興策の一環として、インバウンド向け周遊チケットの発行し、観光案内所等で無料配布を実施した。

○ 桜井市地域公共交通活性化再生協議会の開催

第 1 回 平成 2 8 年 5 月 3 0 日

- ・ 平成 2 7 年度桜井市公共交通運行効率化調査検討業務調査結果報告
- ・ 平成 2 7 年度桜井市コミュニティバス及びデマンドタクシー運行結果について
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費の申請について
- ・ 桜井市保健福祉センター「陽だまり」開所に伴うバス停名称変更について
- ・ インバウンド対策事業について

第 2 回 平成 2 9 年 1 月 3 0 日

- ・ コミュニティバス実証運行結果について
- ・ 高家デマンドタクシー実証運行結果について
※運行方針を協議の上、運行内容を変更（平成 2 9 年 4 月より）
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
- ・ 公共交通の利用啓発について

平成 29 年度の桜井市公共交通について

○ コミュニティバス再編の概要

平成 27 年 6 月 1 日に実施した大幅な再編から 2 年が経過し、2 年間の実証運行結果を踏まえ、路線を再編し、本格運行を行う。

具体的には、利用が少ない北循環路線を廃止し、利用者が増加傾向にある西北部循環を平日 3 回運行から平日 6 回、土日 3 回運行に変更することで、西北部循環の利便性向上と、北循環廃止に伴う利便性低下の抑制を図る。

西北部循環については、平日は 1 時間 30 分間隔の運行、土日祝日は 3 時間間隔の運行とし、利用者に分かりやすいダイヤとする。

南循環については、乗り継ぎの利便性を図るため、ダイヤ変更を行う。

いずれも平成 29 年 6 月 1 日から変更する。

※初瀬・朝倉台線および多武峯線については、現行どおりの運行を継続する。

○ デマンド型乗合タクシーの変更

上之郷デマンド型乗合タクシーの運行について、利用実態や住民の意見をふまえ、運行時刻の変更および乗降地の追加を実施する。

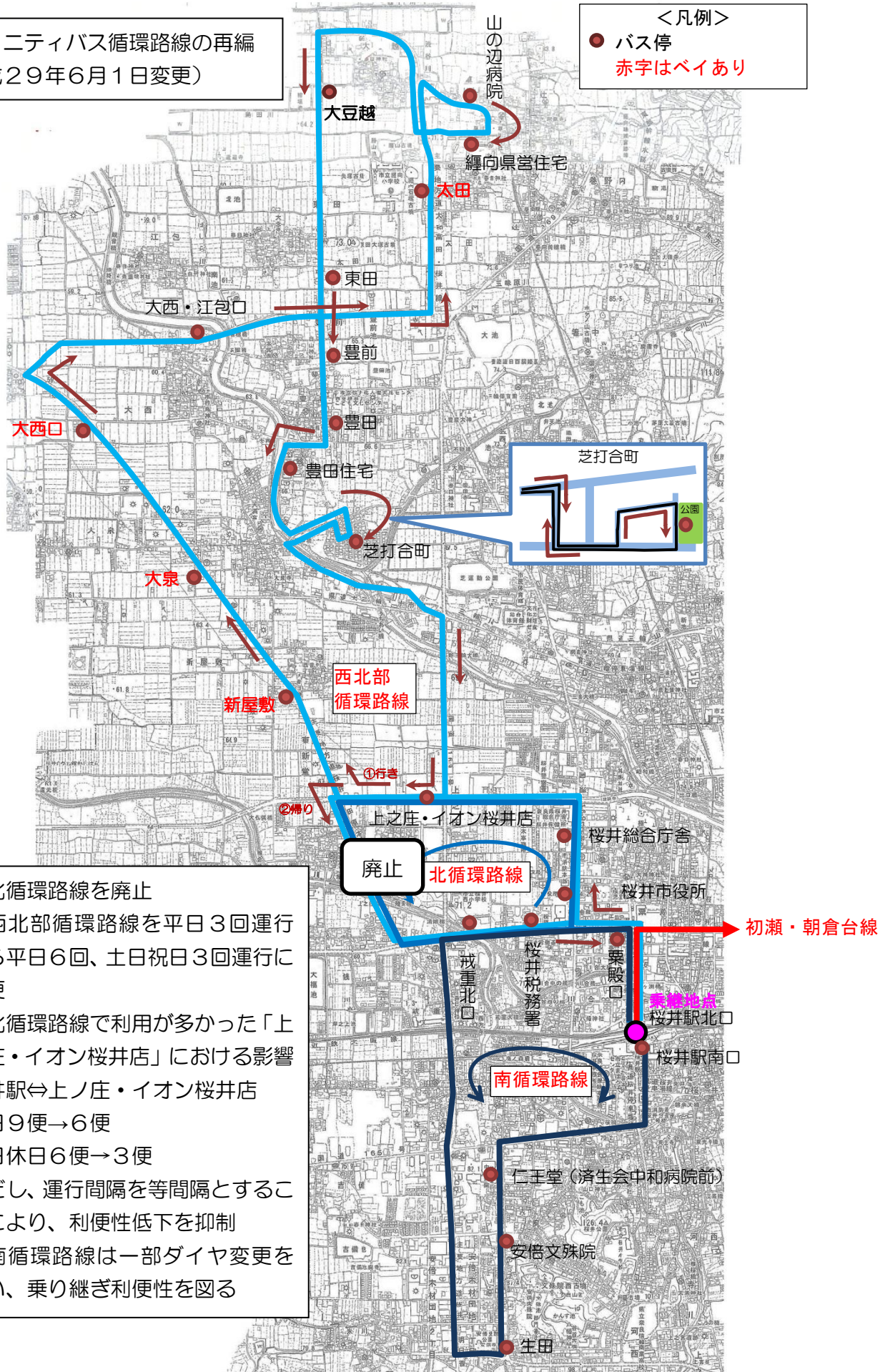
平成 29 年 6 月 1 日から変更する。

※高家デマンド型乗合タクシーについては、前回の協議会における運行方針を受け、平成 29 年 4 月 1 日より運行内容を変更している。(運行時刻の追加と乗降地の追加)

コミュニティバス循環路線の再編
(平成29年6月1日変更)

<凡例>

- バス停
赤字はベイあり



- 北循環路線を廃止
- 西北部循環路線を平日3回運行から平日6回、土日祝日3回運行に変更
- ※北循環路線で利用が多かった「上ノ庄・イオン桜井店」における影響
- 桜井駅⇄上ノ庄・イオン桜井店
- 平日9便→6便
- 土日休日6便→3便
- ただし、運行間隔を等間隔とすることにより、利便性低下を抑制
- 南循環路線は一部ダイヤ変更を行い、乗り継ぎ利便性を図る

西北部循環線（平日6便、休日3便運行）						
桜井駅北口	8:32	10:02	11:32	13:02	14:32	16:02
栗殿口	8:33	10:03	11:33	13:03	14:33	16:03
桜井市役所	8:35	10:05	11:35	13:05	14:35	16:05
桜井総合庁舎	8:36	10:06	11:36	13:06	14:36	16:06
上之庄・イオン桜井店	8:40	10:10	11:40	13:10	14:40	16:10
新屋敷	8:44	10:14	11:44	13:14	14:44	16:14
大泉	8:46	10:16	11:46	13:16	14:46	16:16
大西口	8:48	10:18	11:48	13:18	14:48	16:18
大西・江包口	8:51	10:21	11:51	13:21	14:51	16:21
太田	8:55	10:25	11:55	13:25	14:55	16:25
山の辺病院	8:58	10:28	11:58	13:28	14:58	16:28
纏向県営住宅	9:00	10:30	12:00	13:30	15:00	16:30
大豆越	9:04	10:34	12:04	13:34	15:04	16:34
東田	9:05	10:35	12:05	13:35	15:05	16:35
豊前	9:06	10:36	12:06	13:36	15:06	16:36
豊田	9:07	10:37	12:07	13:37	15:07	16:37
豊田住宅	9:09	10:39	12:09	13:39	15:09	16:39
芝打合町	9:14	10:44	12:14	13:44	15:14	16:44
上之庄・イオン桜井店	9:23	10:53	12:23	13:53	15:23	16:53
戒重北口	9:26	10:56	12:26	13:56	15:26	16:56
桜井税務署	9:28	10:58	12:28	13:58	15:28	16:58
栗殿口	9:30	11:00	12:30	14:00	15:30	17:00
桜井駅北口	9:31	11:01	12:31	14:01	15:31	17:01
…土日祝日は運休						

南循環 毎日運行（1/1～3は運休）						
桜井駅北口	8:28	9:37	11:06	12:35	13:57	15:45
栗殿口	8:29	9:38	11:07	12:36	13:58	15:46
生田	8:39	9:48	11:17	12:46	14:08	15:56
安倍文殊院	8:40	9:49	11:18	12:47	14:09	15:57
仁王堂 （済生会中和病院）	8:42	9:51	11:20	12:49	14:11	15:59
桜井駅筋	8:46	9:55	11:24	12:53	14:15	16:03
桜井駅南口（2）	8:48	9:57	11:26	12:55	14:17	16:05
桜井駅筋	8:49	9:58	11:27	12:56	14:18	16:06
仁王堂 （済生会中和病院）	8:53	10:02	11:31	13:00	14:22	16:10
安倍文殊院	8:55	10:04	11:33	13:02	14:24	16:12
生田	8:56	10:05	11:34	13:03	14:25	16:13
戒重北口	9:03	10:12	11:41	13:10	14:32	16:20
桜井税務署	9:05	10:14	11:43	13:12	14:34	16:22
栗殿口	9:07	10:16	11:45	13:14	14:36	16:24
桜井駅北口	9:08	10:17	11:46	13:15	14:37	16:25

上之郷デマンド型乗合タクシーの変更点
(平成29年6月1日より)

【運行時刻の変更】

運行時刻について、水曜日の済生会中和病院発13時発を14時発に変更する。

現行			平成29年6月より		
曜日	行き	帰り	曜日	行き	帰り
月曜	9時 10時	12時	月曜	9時 10時	12時
		14時			14時
		16時			16時
水曜	9時	13時	水曜	9時	14時
		16時			16時
木曜	9時	14時	木曜	9時	14時
		16時			16時
金曜	9時	14時	金曜	9時	14時

【乗降場所の追加】

乗降場所として「桜井市役所」を追加する。

現行		平成29年6月より	
着	長谷寺駅、とれとれ・オークワ前、桜井駅南口、済生会中和病院	着	長谷寺駅、とれとれ・オークワ前、 桜井市役所 、桜井駅南口、済生会中和病院
発	済生会中和病院、桜井駅南口、とれとれ・オークワ前、長谷寺駅	発	済生会中和病院、桜井駅南口、 桜井市役所 、とれとれ・オークワ前、長谷寺駅

上之郷デマンド型乗合タクシーの変更点
(平成29年6月1日より)

【運行時刻の変更】

運行時刻について、水曜日の済生会中和病院発13時発を14時発に変更する。

現行			平成29年6月より		
曜日	行き	帰り	曜日	行き	帰り
月曜	9時 10時	12時	月曜	9時 10時	12時
		14時			14時
		16時			16時
水曜	9時	13時	水曜	9時	14時
		16時			16時
木曜	9時	14時	木曜	9時	14時
		16時			16時
金曜	9時	14時	金曜	9時	14時

【乗降場所の追加】

乗降場所として「桜井市役所」を追加する。

現行		平成29年6月より	
着	長谷寺駅、とれとれ・オークワ前、桜井駅南口、済生会中和病院	着	長谷寺駅、とれとれ・オークワ前、 桜井市役所 、桜井駅南口、済生会中和病院
発	済生会中和病院、桜井駅南口、とれとれ・オークワ前、長谷寺駅	発	済生会中和病院、桜井駅南口、 桜井市役所 、とれとれ・オークワ前、長谷寺駅

地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画

(名 称) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

(代表者名) 会長 笹谷 清治

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

第2次桜井市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通空白地域の解消や買い物・通院、通学などの生活交通の確保を目的とし、桜井市内を運行対象とする「桜井市コミュニティバス」3路線（初瀬・朝倉台線、循環路線、多武峯線）、並びに桜井東部の上之郷地域（初瀬川上の一部（初瀬715番地以北）を含む、以下省略）における「デマンド型乗合タクシー」を運行し、地域住民の利用促進を積極的に図り、運行事業計画の改善をしながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

なお、利用実態や住民の意見、当協議会での審議をふまえ、利便性の向上と利用促進を図るため、平成29年6月1日より「桜井市コミュニティバス」の循環路線の再編（北循環を廃止し、西北部循環を平日6回、土日3回運行に変更）および多武峯線における高齢者総合福祉センターの開館日確定に伴う乗り入れ回数変更に伴う計画変更、「デマンド型乗合タクシー」の運行時刻の変更・乗降地の追加する計画変更を行う。

(2) 必要性

本市の地域公共交通システムを確保するためには、基幹路線＝鉄道・路線バスと、地域内路線（フィーダー機能を含む）＝コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの運行が必要である。

コミュニティバスは、市内在住の方の生活交通の確保及び通学のための交通手段として運行している。また、桜井市に来訪された方を対象とした観光路線としての観点からも利用されている。

デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地域である桜井東部の上之郷地域における生活交通の確保のために、鉄道駅や総合病院のある桜井市中心市街地を結び、高齢者等の通院などの手段として利用されている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

- | | |
|------------|--------|
| ① 初瀬・朝倉台線 | 4.4人/便 |
| ② 循環路線 | 3.0人/便 |
| ③ 多武峯線 | 7.3人/便 |
| ④ デマンドタクシー | 5.7人/便 |

(2) 事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別表 1 のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別表 2 のとおり なお、桜井市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
●補助対象事業者が複数の場合は、申請番号や系統名によってどこの事業者が該当するか記載して下さい (例) 申請番号 1 ～ 7 : 奈良交通株式会社 申請番号 8 : 日の丸交通株式会社 . . .
6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法 (活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る)
(活性化法法定協議会を補助対象事業者としていないため、該当なし)
7. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
8. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
表 5 のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性
(車両の取得を行わないため、記載なし)
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(車両の取得を行わないため、記載なし)
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
(車両の取得を行わないため、記載なし)
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
(車両の取得を行わないため、記載なし)
14. 協議会の開催状況と主な議論
・平成 27 年 4 月 15 日 平成 27 年 6 月の市内公共交通再編について ・平成 27 年 10 月 28 日 市内公共交通の観光路線としての利用振興について ・平成 28 年 2 月 22 日 平成 27 年度桜井市公共交通運行効率化調査検討業務について ・平成 28 年 5 月 30 日 平成 27 年度公共交通の実績について ・平成 29 年 1 月 30 日 公共交通の実証運行結果について

・平成29年 4月25日 平成29年6月の市内公共交通再編について
地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について（協議会で承認済み）

15. 利用者等の意見の反映状況

利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「(社)桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々1名参加していただいている。

16. 協議会メンバーの構成

関係市区町村	桜井市（会長）
関係都道府県	奈良県県土マネジメント部地域交通課
交通事業者 交通施設管理者等	奈良交通(株)、(社)奈良県バス協会、奈良県交通運輸産業労働組合協議会、 西日本旅客鉄道王寺鉄道部(株)、近畿日本鉄道榛原駅(株) 奈良県タクシー協会(社)、奈良県タクシー協会桜井部会 奈良県中和土木事務所、桜井警察署
地方運輸局	近畿運輸局奈良運輸支局
その他協議会が必要 と認める者	桜井市自治連合会、(社)桜井市社会福祉協議会、桜井市老人クラブ連合会

※4.（表2）及び12.（表7及び表9）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※6. については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※7.（表3）及び8.（表4）については、要綱第17条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※9.（表5）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※10. ～13. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※13. については、減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

※1. ～2.、6. ～8.、10. ～11. 及び14. ～16. については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	国庫補助金内定 申請額(千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	(1) 多武峯	6,292.千円	7,933 千円		乗合バス型	①	桜井駅停留所 にて奈良交通(株) が運行する地域 間幹線系統であ る天理桜井線、 桜井菟田野線と 接続	③
	奈良交通(株)	(2) 初瀬・朝倉台A	5,080.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(3) 初瀬・朝倉台B	2,537.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(4) 初瀬・朝倉台C	1,199.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(5) 初瀬・朝倉台D	1,223.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(6) 南循環	4,459.千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(7) 西北部循環	3,432.千円			乗合バス型	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー	500.千円	500 千円		デマンド型	①		③
合 計				8,433 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				8,433千円	国庫補助 上限額 (千円)		8,433千円		

(注)

8433

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	国庫補助金内定 申請額(千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	(1) 多武峯	6,289.千円	7,933 千円		乗合バス型	①	桜井駅停留所 にて奈良交通(株) が運行する地域 間幹線系統であ る天理桜井線、 桜井菟田野線と 接続	③
	奈良交通(株)	(2) 初瀬・朝倉台A	5,080.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(3) 初瀬・朝倉台B	2,515.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(4) 初瀬・朝倉台C	1,199.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(5) 初瀬・朝倉台D	1,223.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(6) 南循環	4,459.千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(7) 西北部循環	5,734.5千円			乗合バス型	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー	500.千円	500 千円		デマンド型	①		③
合 計				8,433 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				8,433千円	国庫補助 上限額 (千円)		8,433千円		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	国庫補助金内定 申請額(千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	(1) 多武峯	6,286.千円	7,933 千円		乗合バス型	①	桜井駅停留所 にて奈良交通(株) が運行する地域 間幹線系統であ る天理桜井線、 桜井菟田野線と 接続	③
	奈良交通(株)	(2) 初瀬・朝倉台A	5,080.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(3) 初瀬・朝倉台B	2,508.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(4) 初瀬・朝倉台C	1,199.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(5) 初瀬・朝倉台D	1,223.5千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(6) 南循環	4,459.千円			乗合バス型	①		③
	奈良交通(株)	(7) 西北部循環	5,725.千円			乗合バス型	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー	500.千円	500 千円		デマンド型	①		③
合 計				8,433 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				8,433千円	国庫補助 上限額 (千円)		8,433千円		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)】)

事業者名	奈良交通株式会社	29年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円
	営業損益	▲ 966,431 千円	営業外損益	▲ 2,203 千円	経常損益	▲ 968,634 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,300,723.4 km			経常収支率	89.71 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ')	8,730,133 千円
	営業費用	9,498,002 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(ロ')	9,579,452 千円
	営業損益	▲ 852,610 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 849,319 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,629,291.4 km			経常収支率	91.13 %
基準期間の前々年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ")	8,610,029 千円
	営業費用	9,409,545 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ")	9,495,145 千円
	営業損益	▲ 903,921 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 885,116 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		19,617,442.6 km			経常収支率	90.67 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南近畿	484円. 01銭	488円. 01銭	488円. 06銭	0.41 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円. 06銭	442円. 58銭	442円.58銭	437円.87銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行 キロ		
			起点	主な 経由地	終点			チ		リ		ヌ		チー(リ＋ヌ)÷チ＝リ ヲ			
南近畿	1	多武峯	桜井 駅南 口	多武峯	談山 神社	365	日	3,467.0	回	往 8.1km 復 8.1km	(平均) 8.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	56,552.6km
	2	初瀬・ 朝倉台 A	桜井 駅北 口	大和朝 倉駅	吉隠 柳口	365	日	1,277.5	回	往 12.2km 復 12.0km	12.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	30,915.5km
	3	初瀬・ 朝倉台 B	桜井 駅北 口	とれとれ・ オークワ 前	吉隠 柳口	365	日	867.5	回	往 9.0km 復 8.8km	8.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	15,441.5km
	4	初瀬・ 朝倉台 C	桜井 駅北 口	大和朝 倉駅	与喜 浦	365	日	365.0	回	往 10.0km 復 10.0km	10.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,300.0km
	5	初瀬・ 朝倉台 D	桜井 駅北 口	とれとれ・ オークワ 前	与喜 浦	365	日	547.5	回	往 6.8km 復 6.8km	6.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,446.0km
	6	南循環	桜井 駅北 口	安倍文 殊院	桜井 駅北 口	362	日	2,172	回	往 10.6km 復:循環	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	23,023.2km
	7	西北部 循環	桜井 駅北 口	山の辺 病院	桜井 駅北 口	283	日	1,095	回	往 15.9km 復:循環	15.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	17,410.5km
合計		7系統								往 72.6km 往 45.7km	72.4km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km		158,089.3km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ－カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	25,029,049 円	220円. 06銭	12,444,966 円	12,584,083 円	12,584,083 円	12,584千円	6,292.千円		
	2	13,682,581 円	113円. 88銭	3,520,658 円	10,161,923 円	10,161,923 円	10,161千円	5,080.5千円		
	3	6,834,099 円	113円. 88銭	1,758,479 円	5,075,620 円	5,075,620 円	5,075千円	2,537.5千円		
	4	3,230,834 円	113円. 88銭	831,324 円	2,399,510 円	2,399,510 円	2,399千円	1,199.5千円		
	5	3,295,450 円	113円. 91銭	848,174 円	2,447,276 円	2,447,276 円	2,447千円	1,223.5千円		
	6	10,189,607 円	55円. 23銭	1,271,572 円	8,918,035 円	8,918,035 円	8,918千円	4,459.千円		
	7	7,705,539 円	48円. 33銭	841,450 円	6,864,089 円	6,864,089 円	6,864千円	3,432.千円		
合計		69,967,159 円		21,516,623 円	48,450,536 円	48,450,536 円	48,448 千円	24,224.千円	7,933千円	7,933 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	15,269,201 円										
	2	11,629,791 円										
	3	5,808,782 円										
	4	2,746,114 円										
	5	2,800,812 円										
	6	10,011,177 円										
	7	7,690,739 円										
合計		55,956,616 円	48,023,616 円	円	%	48,023,616 円	100 %	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)】)

事業者名	奈良交通株式会社	30年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円
	営業損益	▲ 966,431 千円	営業外損益	▲ 2,203 千円	経常損益	▲ 968,634 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,300,723.4 km			経常収支率	89.71 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ')	8,730,133 千円
	営業費用	9,498,002 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(ロ')	9,579,452 千円
	営業損益	▲ 852,610 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 849,319 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,629,291.4 km			経常収支率	91.13 %
基準期間の前々年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ'')	8,610,029 千円
	営業費用	9,409,545 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ'')	9,495,145 千円
	営業損益	▲ 903,921 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 885,116 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		19,617,442.6 km			経常収支率	90.67 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南近畿	484円. 01銭	488円. 01銭	488円. 06銭	0.41 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円. 06銭	442円. 58銭	442円.58銭	437円.87銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行 キロ
			起点	主な 経由地	終点										
								チ	リ	ヌ	チー(リ＋ヌ)÷チ＝リ	ヲ			
南近畿	1	多武峯	桜井 駅南 口	多武峯	談山 神社	365 日	3,465.5 回	往 8.1km 復 8.1km	(平均) 8.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	56,526.7km
	2	初瀬・ 朝倉台 A	桜井 駅北 口	大和朝 倉駅	吉隠 柳口	365 日	1,277.5 回	往 12.2km 復 12.0km	12.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	30,915.5km
	3	初瀬・ 朝倉台 B	桜井 駅北 口	とれとれ・ オークワ 前	吉隠 柳口	365 日	860.0 回	往 9.0km 復 8.8km	8.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	15,308.0km
	4	初瀬・ 朝倉台 C	桜井 駅北 口	大和朝 倉駅	与喜 浦	365 日	365.0 回	往 10.0km 復 10.0km	10.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,300.0km
	5	初瀬・ 朝倉台 D	桜井 駅北 口	とれとれ・ オークワ 前	与喜 浦	365 日	547.5 回	往 6.8km 復 6.8km	6.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,446.0km
	6	南循環	桜井 駅北 口	安倍文 殊院	桜井 駅北 口	362 日	2,172 回	往 10.6km 復:循環	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	23,023.2km
	7	西北部 循環	桜井 駅北 口	山の辺 病院	桜井 駅北 口	362 日	1,812 回	往 15.9km 復:循環	15.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	28,810.8km
合計		7系統						往 72.6km 往 45.7km	72.4km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km		169,330.2km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ－カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	25,017,586 円	220円. 06銭	12,439,266 円	12,578,320 円	12,578,320 円	12,578千円	6,289.千円		
	2	13,682,581 円	113円. 88銭	3,520,658 円	10,161,923 円	10,161,923 円	10,161千円	5,080.5千円		
	3	6,775,014 円	113円. 88銭	1,743,276 円	5,031,738 円	5,031,738 円	5,031千円	2,515.5千円		
	4	3,230,834 円	113円. 88銭	831,324 円	2,399,510 円	2,399,510 円	2,399千円	1,199.5千円		
	5	3,295,450 円	113円. 91銭	848,174 円	2,447,276 円	2,447,276 円	2,447千円	1,223.5千円		
	6	10,189,607 円	55円. 23銭	1,271,572 円	8,918,035 円	8,918,035 円	8,918千円	4,459.千円		
	7	12,751,083 円	44円. 50銭	1,282,081 円	11,469,002 円	11,469,002 円	11,469千円	5,734.5千円		
合計		74,942,155 円		21,936,351 円	53,005,804 円	53,005,804 円	53,003 千円	26,501.千円	7,933千円	7,933 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	15,262,208 円										
	2	11,629,791 円										
	3	5,758,562 円										
	4	2,746,114 円										
	5	2,800,812 円										
	6	10,011,177 円										
	7	12,836,939 円										
合計		61,045,603 円	53,112,603 円	円	%	53,112,603 円	100 %	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)】)

事業者名	奈良交通株式会社	31年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円
	営業損益	▲ 966,431 千円	営業外損益	▲ 2,203 千円	経常損益	▲ 968,634 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,300,723.4 km			経常収支率	89.71 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ')	8,730,133 千円
	営業費用	9,498,002 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(ロ')	9,579,452 千円
	営業損益	▲ 852,610 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 849,319 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,629,291.4 km			経常収支率	91.13 %
基準期間の前々年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ'')	8,610,029 千円
	営業費用	9,409,545 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ'')	9,495,145 千円
	営業損益	▲ 903,921 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 885,116 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		19,617,442.6 km			経常収支率	90.67 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南近畿	484円. 01銭	488円. 01銭	488円. 06銭	0.41 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円. 06銭	442円. 58銭	442円.58銭	437円.87銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行 キロ
			起点	主な 経由地	終点										
								チ	リ	ヌ	チー(リ＋ヌ)÷チ＝リ				
南近畿	1	多武峯	桜井 駅南 口	多武峯	談山 神社	365 日	3,464.0 回	往 8.1km 復 8.1km	(平均) 8.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	56,500.8km
	2	初瀬・ 朝倉台 A	桜井 駅北 口	大和朝 倉駅	吉隠 柳口	365 日	1,277.5 回	往 12.2km 復 12.0km	12.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	30,915.5km
	3	初瀬・ 朝倉台 B	桜井 駅北 口	とれとれ・ オークワ 前	吉隠 柳口	365 日	857.5 回	往 9.0km 復 8.8km	8.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	15,263.5km
	4	初瀬・ 朝倉台 C	桜井 駅北 口	大和朝 倉駅	与喜 浦	365 日	365.0 回	往 10.0km 復 10.0km	10.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,300.0km
	5	初瀬・ 朝倉台 D	桜井 駅北 口	とれとれ・ オークワ 前	与喜 浦	365 日	547.5 回	往 6.8km 復 6.8km	6.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,446.0km
	6	南循環	桜井 駅北 口	安倍文 殊院	桜井 駅北 口	362 日	2,172 回	往 10.6km 復:循環	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	23,023.2km
	7	西北部 循環	桜井 駅北 口	山の辺 病院	桜井 駅北 口	362 日	1,809 回	往 15.9km 復:循環	15.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	28,763.1km
合計		7系統						往 72.6km 往 45.7km	72.4km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km		169,212.1km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ－カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	25,006,124 円	220円. 06銭	12,433,567 円	12,572,557 円	12,572,557 円	12,572千円	6,286.千円		
	2	13,682,581 円	113円. 88銭	3,520,658 円	10,161,923 円	10,161,923 円	10,161千円	5,080.5千円		
	3	6,755,319 円	113円. 88銭	1,738,208 円	5,017,111 円	5,017,111 円	5,017千円	2,508.5千円		
	4	3,230,834 円	113円. 88銭	831,324 円	2,399,510 円	2,399,510 円	2,399千円	1,199.5千円		
	5	3,295,450 円	113円. 91銭	848,174 円	2,447,276 円	2,447,276 円	2,447千円	1,223.5千円		
	6	10,189,607 円	55円. 23銭	1,271,572 円	8,918,035 円	8,918,035 円	8,918千円	4,459.千円		
	7	12,729,972 円	44円. 50銭	1,279,958 円	11,450,014 円	11,450,014 円	11,450千円	5,725.千円		
合計		74,889,887 円		21,923,461 円	52,966,426 円	52,966,426 円	52,964 千円	26,482.千円	7,933千円	7,933 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	15,255,215 円										
	2	11,629,791 円										
	3	5,741,822 円										
	4	2,746,114 円										
	5	2,800,812 円										
	6	10,011,177 円										
	7	12,815,686 円										
合計		61,000,617 円	53,067,617 円	円	%	53,067,617 円	100 %	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	29年度
------	-----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	871 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	871 千円
	営業費用	3,427 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,427 千円
	営業損益	▲ 2,556 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 2,556 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	168.2 時間	経常収支率	25.41 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	5,093円63銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	1,294円.58銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ－(ヌ＋ル))÷リ＝ ヲ	計画サービス提供時 間 ワ
			発地	営業 区域	着地						
南近畿	8	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	上之郷地域	193 日	696 回	1.0 時間	0 時間	0 時間	100% 696 時間
合計	1系統						1.0 時間	0 時間	0 時間		696 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ト×ワ以下の 額:カ	経常収益の 見込額 チ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少 ないほうの額) ム
南近畿	8	1,901,973 円	901,028 円	1,000,945 円	1,000,945 円	1,000 千円	500.0 千円		
合計		1,901,973 円	901,028 円	1,000,945 円	1,000,945 円	1,000 千円	500.千円	500.千円	500.千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ－ヨ＝ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ－ム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	8	2,644,138 円										
合計		2,644,138 円	2,144,138 円	円	%	2,144,138 円	100 %	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	30年度
------	-----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	871 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	871 千円
	営業費用	3,427 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,427 千円
	営業損益	▲ 2,556 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 2,556 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	168.2 時間	経常収支率		
				25.41 %		

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	5,093円63銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	1,294円.58銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	りのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	りのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ－(ヌ＋ル))÷リ＝ ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
南近畿	8	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	上之郷地域	192 日	696 回	1.0 時間	0 時間	0 時間	100%	696 時間
合計		1系統						1.0 時間	0 時間	0 時間		696 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ト×ワ以下の 額:カ	経常収益の 見込額 チ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少 ないほうの額) ム
南近畿	8	1,901,973 円	901,028 円	1,000,945 円	1,000,945 円	1,000 千円	500.0 千円		
合計		1,901,973 円	901,028 円	1,000,945 円	1,000,945 円	1,000 千円	500.千円	500.千円	500.千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ－ヨ＝ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ－ム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	8	2,644,138 円										
合計		2,644,138 円	2,144,138 円	円	%	2,144,138 円	100 %	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	31年度
------	-----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	871 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	871 千円
	営業費用	3,427 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,427 千円
	営業損益	▲ 2,556 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 2,556 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	168.2 時間	経常収支率		
				25.41 %		

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	5,093円63銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	1,294円.58銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	りのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	りのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ－(ヌ＋ル))÷リ＝ ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
南近畿	8	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	上之郷地域	192 日	696 回	1.0 時間	0 時間	0 時間	100%	696 時間
合計		1系統						1.0 時間	0 時間	0 時間		696 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ト×ワ以下の 額:カ	経常収益の 見込額 チ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少 ないほうの額) ム
南近畿	8	1,901,973 円	901,028 円	1,000,945 円	1,000,945 円	1,000 千円	500.0 千円		
合計		1,901,973 円	901,028 円	1,000,945 円	1,000,945 円	1,000 千円	500.千円	500.千円	500.千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除 した額 ホ×ワ－ヨ＝ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ－ム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	8	2,644,138 円										
合計		2,644,138 円	2,144,138 円	円	%	2,144,138 円	100 %	円	%	円	%	

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	桜井市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	36,225人
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
36,225人	$36,225 \times 150\text{円} + 300\text{万円}$	8,433千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

公共交通の利用啓発について

・観光客に対するコミュニティバス利用啓発について

コミュニティバス路線沿線にある寺社や施設への移動手段として、コミュニティバスを利用してもらえるように、情報提供等の充実を図る。

- ・イベントや観光キャンペーンと連動したコミュニティバスの利用促進
一例として、ＪＲ東海２０１７年初夏「やまとうるわし 奈良」キャンペーン神社となる談山神社への移動手段として、コミュニティバス多武峯線の利用促進
- ・昨年より実施しているインバウンド向け周遊チケットの発行や、宿泊施設とのタイアップ等、新たな利用振興策の検討

・沿線施設への公共交通利用啓発について

コミュニティバスや奈良交通路線バス、鉄道駅周辺にある教育施設（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・図書館）や福祉施設（保育所や高齢者施設）の利用者に対し、利用啓発を行う。

- ・小中学校の社会見学や幼稚園・保育所の園外保育におけるコミュニティバスの利用促進
- ・高齢者総合福祉センターや図書館の利用者に対する利用促進
- ・イベント実施時のチラシ等に公共交通利用を勧奨